

新潟市秋葉区農業委員会 9 月定例総会議事録

1 開催日時 平成 29 年 9 月 29 日（金）午後 3 時 30 分から午後 4 時 5 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (16 人)

農政振興部会長職務代理者	1 番	坂上 静男
会長職務代理者	2 番	平野 榮治
会長	3 番	小倉 栄造
委員	4 番	高野 謙一
農地部会長	5 番	阿部 信行
委員	6 番	高橋 昇
委員	7 番	吉田 信雄
農地部会長職務代理者	8 番	松田 洋一
委員	9 番	鈴木 儀一
委員	10 番	笠原 綱生
委員	11 番	高山 直興
委員	12 番	佐藤 千穂子
委員	13 番	砂原 剛
農政振興部会長	14 番	佐藤 英一
委員	15 番	大竹 玲子
委員	16 番	柏木 宏

4 欠席委員

なし

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

15 番 大竹 玲子

16 番 柏木 宏

第 2 議事

議案第 17 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第 18 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について

報告事項 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告事項 農地法第 4 条転用届出に関する受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 敏宏
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農地係	笹川 純衛
農政振興係長	白川 文夫

佐藤事務局長	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、平成29年度9月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日は、委員の皆様全員出席です。従って、会議は農業委員会会議規則第4条により定足数を満たし成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いたします。
議長（小倉会長）	それでは、最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので15番・大竹委員、16番・柏木委員を指名いたします。よろしくお願いたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。
議長	議案第17号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	これより本案件の説明をいたします。

(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 17 号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。

新津地区の売買が 1 件であります。

2 ページは利用権設定の新規、新津地区が 2 件であります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

3 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）案でございます。

農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は、平成 29 年 10 月 16 日となります。

4 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第 17 号は原案のとおり決定しました。

議長

それでは、次に移ります。

議案第 18 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いします。

事務局

(笹川副主幹)

それでは、これより本案件の説明をいたします。

議案書の 5 ページをお願いいたします。

議案第 18 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について説明

いたします。

議案書、番号 1 です。

北上新田地区で、畑 3 筆、約 4 アールを譲受人が売買により権利を取得し、建売住宅分譲敷地として転用し、同時利用地と共に開発するための転用許可申請です。

なお、この開発についての事前協議書もすでに建設課からも出ており、農地法施行規則第 47 条第 5 項ただし書きに定める要件に合致しない宅地分譲の転用許可は認めないと回答しています。

申請地は、市街地に近接する既存住宅及び JR 信越本線に囲まれた 10ha 未満の広がり農地であることから、第 2 種農地に該当し、また、申請地の周辺には、当該申請内容を達成できることが可能な農地以外の土地や第 3 種農地が存在しないことから、許可相当と判断できるものです。

申請地は、市街化調整区域内の農振農用地区域外の農地です。

なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

以上、この案件については農地部会に付されます。

以上です

議長

ただ今の事務局の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんでしたので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

平成 29 年 9 月 26 日に開催されました農地部会での調査内容について報告します。

今月の付託件数については、農地法第 5 条許可申請の委員会処分決定が 1 件です。

では、議案書 5 ページ、1 番の案件です。

まず、本件の譲受人に対し申請に至った理由について説明してもらいました。

それによりますと、駅の近くでお店もたくさんあるので宅地造成を行って地域に貢献したい、という理由で申請されたということでした。

この件に関し、笠原委員から、現在、北上新田の世帯数は 50 軒あり、新規に 10 軒の分譲計画となることから、学校や地区の行事等について地域と交流が図れるよう、買われる方に事前にお知らせをしていただきたい

という意見がありました。

転用が許可になった場合は申請どおり確実にを行うよう指導し、申請代理人もこれを承諾しました。

以上、部会審議1件の調査報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんでしたので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第18号は原案のとおり決定しました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地法第4条転用届出に関する受理について

農地法第5条転用届出に関する受理について

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(笹川副主幹)

6ページをお願いいたします。

報告事項、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてであります。

記載のとおりの内容で4件受理いたしました。

7ページをお願いいたします。

報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理についてであります。

記載のとおりの内容で1件受理いたしました。

8ページをお願いいたします。

報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理についてであります。

記載のとおりの内容で4件受理いたしました。
以上です。

議長

ただ今の事務局の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで平成29年度9月定例総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 大 竹 玲 子

署名委員 柏 木 宏